

地方独立行政法人山梨県立病院機構
新公立病院改革プラン

平成29年3月

地方独立行政法人山梨県立病院機構

目次

はじめに	P 1
第 1 山梨県立中央病院及び山梨県立北病院の概要	..	P 2
第 2 山梨県立中央病院の新公立病院改革プラン	..	P 3
1 地域医療構想を踏まえた役割 (P 3)		
2 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 (P 3)		
3 医療機能等指標に係る数値目標 (P 3)		
4 住民の理解 (P 5)		
第 3 山梨県立北病院の新公立病院改革プラン	P 5
1 地域医療構想を踏まえた役割 (P 5)		
2 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割 (P 5)		
3 医療機能等指標に係る数値目標 (P 6)		
4 住民の理解 (P 6)		
第 4 経営の効率化	P 7
1 経営指標に係る数値目標の設定 (P 7)		
2 経常収支比率に関する目標設定の考え方 (P 7)		
3 目標達成に向けた具体的な取組み (P 7)		
4 一般会計負担の考え方 (P 8)		
5 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等 (P 9)		
第 5 再編・ネットワーク化	P 9
第 6 経営形態の見直し	P 9
第 7 新改革プランの実施状況の点検、評価、公表	..	P 9

はじめに

山梨県立病院は、平成22年4月1日に地方独立行政法人山梨県立病院機構に移行した。

地方独立行政法人移行後は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の規定に基づき、山梨県が策定した中期目標を達成するため、中期計画を作成するとともに、毎事業年度の開始前に中期計画に基づき当該事業年度の業務運営に関する年度計画を定め、山梨県立中央病院及び山梨県立北病院を運営してきた。

この新公立病院改革プラン（以下「新改革プラン」という。）は、平成27年3月31日付総財準第59号で総務省自治財政局長から通知された「新公立病院改革ガイドライン」第2に基づき策定したものである。

また、地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成27年度から平成31年度までを第2期中期目標期間とする中期目標達成のために中期計画を策定している。このためこの新改革プランでは、山梨県立中央病院については上記通知の新公立病院改革ガイドライン第2に記載がある「中期計画を策定している場合には、本ガイドラインにおいて要請している事項のうち不足している部分」を記載している。

山梨県立北病院については、平成27年3月31日付医政発0331第53号で厚生労働省医政局長から通知された「地域医療構想ガイドライン」I 8（1）「施策の基本的な考え方」に記載のある精神科医療に関する基本的な考え方を記載している。

第1 山梨県立中央病院及び山梨県立北病院の概要

山梨県立中央病院

所在地	山梨県甲府市富士見一丁目1-1					
病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
病床数	629			20	2	651
診療科目	科目名	内科、アレルギー科、リウマチ科、精神科、神経内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、病理診断科、臨床検査科、救急科、歯科口腔外科（26科目）				
主な機能(指定病院等)	救命救急センター 救急告示病院 基幹災害拠点病院 がん診療連携拠点病院 第1種感染症指定医療機関 総合周産期母子医療センター エイズ治療中核拠点病院 臨床研修指定病院 難病医療拠点病院 地域医療支援病院					

山梨県立北病院

所在地	山梨県韮崎市旭町上條南割3314-13					
病床種別	一般	療養	精神	結核	感染症	計
病床数			192			192
診療科目	科目名	精神科				
主な機能(指定病院等)	精神科救急医療施設 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関 心神喪失者等医療観察指定通院医療機関 応急入院指定病院 障害者総合支援法指定自立支援医療機関(精神通院医療)					

常勤職員数

(H28.12.1現在)

	理事長	理事 (病院長)	理事 (事務局長)	監事	医師	研究員	看護師	薬剤師	その他 医療職	事務職員	総数
本部				2			53		6		61
中央病院	1	1	1		110	1	530	38	127	27	836
北病院		1	1		10		105	4	40	7	168
合計	1	2	2	2	120	1	688	42	173	34	1,065

第2 山梨県立中央病院の新公立病院改革プラン

1 地域医療構想を踏まえた役割

(1) 地域医療構想を踏まえた山梨県立中央病院の果たすべき役割

山梨県立中央病院は、県から指示された中期目標、中期目標を達成するために策定した中期計画に基づき、本県における高度急性期医療の基幹病院として、ドクターヘリの運航、救命救急センター、周産期母子医療センターの機能を担っている。

また、通院加療がんセンター及びゲノム解析センターの活用並びに被災地に速やかに災害医療チーム（DMAT）を派遣する体制を整え、都道府県がん診療拠点病院、難病医療拠点病院、基幹災害拠点病院などの指定医療機関として、公的医療機関でなければ対応困難な高度・特殊・先駆的な医療を提供し、県民の健康の確保及び増進の役割を担っている。

山梨県が平成28年5月に作成した「山梨県地域医療構想」を踏まえ、山梨県立中央病院は引き続き、高度急性期医療を担う本県の基幹病院の役割を担うこととしている。

(2) 平成37年（2025年）における当該病院の具体的な将来像

山梨県立中央病院は中北医療圏域（中北構想区域）に属しており、「山梨県地域医療構想」によると、2040年（平成52年）まで65歳以上の人口が増加すると推計されている。

一方、出生数は減少し、死亡数は増加することが見込まれており、人口の自然減はさらに進んでいくと見込まれている。

また、他の医療圏域（構想区域）及び神奈川県からすべての医療機能において流入が見込まれる一方、回復期の流出が見込まれている。

このため、2025年（平成37年）における山梨県立中央病院の将来像として、高度急性期医療の基幹病院としての機能を維持しながらも、患者数が減少した場合の病院の規模、提供する医療機能の内容については、本県の他の医療機関の提供する医療機能を踏まえつつ、山梨県と協議を行いながら検討していくこととする。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

山梨県立中央病院は、医療法に規定する地域医療支援病院として病院、診療所、介護施設等から高度急性期患者を受け入れるとともに、高度急性期を脱した患者を地域の病院、診療所、介護施設等への逆紹介に取り組む。

3 医療機能等指標に係る数値目標

「新公立病院改革ガイドライン」第2 3（1）④において、「当該公立病

院が、その果たすべき役割に沿った医療機能を十分に発揮するかを検証する観点から、(中略)数値目標を設定する」こととしている。

山梨県立中央病院は、平成22年度以降、山梨県が設置した地方独立行政法人山梨県立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)の業務実績評価を受けており、医療機能も評価の対象となっている。

また、新公立病院改革ガイドライン「第4 新改革プランの実施状況の点検、評価、公表」にあるとおり、山梨県立中央病院の新改革プランの実施状況は、山梨県が設置する委員会等により毎年点検・評価を受けることとなる。

個々の医療機能の数値目標の設定は、事後の検証を行いやすくするためのものであり、平成22年度以降、山梨県立中央病院が提供する医療機能については評価委員会の評価を毎年度受けていることから、地方独立行政法人移行後の医療機能の実績を記載するにとどめた。

1. 医療機能・医療品質に係るもの	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度(上半期)
救急車搬送人数	4,135	4,440	4,753	5,402	5,557	5,848	2,875
周産期医療 母体救急搬送実績	112/129	100/118	85/108	91/121	86/111	86/108	33/40
周産期医療 新生児救急搬送実績	60/85	44/75	17/57	24/81	17/71	34/74	28/47
NICU入院児退院支援件数	-	-	-	145	148	199	90
新規入院患者数(がん)	4,375	4,246	3,915	3,612	3,491	3,659	1,973
がん化学療法患者数(ATCC)	3,287	4,796	4,726	5,006	5,674	6,857	3,891
がん相談支援センター相談件数	1,337	1,237	2,834	4,531	5,123	4,969	1,964
研修医数	22	24	28	33	36	37	37
専修医数	21	28	23	29	23	25	33
クリニカルパス数	274	328	342	340	397	423	431
クリニカルパスの適用件数	5,580	6,402	7,093	7,507	8,119	9,897	4,259
平均在院日数	14.0	12.9	12.9	12.8	13.4	13.0	12.7
内視鏡下手術件数	161.0	158.0	201	223	348	590.0	382
退院支援数	1,481	2,179	2,809	2,756	3,449	3,608	1,838
紹介率	53.1%	54.3%	57.4%	57.7%	62.0%	65.7%	73.3%
逆紹介率	34.0%	37.4%	41.1%	42.6%	52.0%	54.7%	58.4%
認定・専門看護師数	14	15	20	21	25	23	24
連携登録医数	-	173	348	351	435	460	460
2. その他	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度(上半期)
外来患者満足度 医師態度	-	4.78	4.79	4.52	4.3	4.4	集計中
看護師態度	-	4.73	4.42	4.37	4.33	4.33	〃
受付・窓口態度	-	4.47	4.16	4.09	4.11	4.17	〃
入院患者満足度 接遇	-	4.35	4.3	4.43	4.6	4.62	〃
今後の期待度	-	4.37	4.35	4.41	4.43	4.45	〃
看護実習生の受入状況	686	662	718	718	745	734	401

4 住民の理解

住民には、山梨県立中央病院が地域医療支援病院であり、高度急性期医療を提供する病院であること及びかかりつけ医の紹介状を持参して受診することを促進するため、連携登録医の案内を積極的に行うとともに、ホームページで周知を行っていく。

また、病院の毎年度の医療機能、経営指標及び中期計画に記載された項目の達成状況を業務実績報告書で公表するとともに財務諸表もホームページで公表することで、病院が担う医療機能、病院の提供している医療の質及び経営状況等について住民の理解が深まる取り組みを行っていく。

第3 山梨県立北病院の新公立病院改革プラン

1 地域医療構想を踏まえた役割

(1) 地域医療構想を踏まえた山梨県立北病院の果たすべき役割

平成28年5月に作成された山梨県地域医療構想では、精神科医療について明確な記載はないものの、地域医療構想ガイドラインでは精神科医療に関する基本的な考え方を示していることから、新改革プランにおいては基本的な考え方を記載した。

山梨県立北病院は、山梨県から指示された中期目標、中期目標を達成するために策定した中期計画に基づき、本県の精神科医療の基幹病院として、精神科救急・急性期医療を担っていくとともに、心神喪失者等医療観察法の指定医療機関・指定通院医療機関として診療機能の強化を図っている。

引き続き中期目標及び中期計画、山梨県地域医療保険計画並びに地域医療構想策定ガイドラインⅠ 8(1)に記載された「良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」に基づき良質かつ適切な精神科医療を提供していく。

(2) 平成37年(2025年)における当該病院の具体的な将来像

山梨県立北病院は、中期目標を達成するために策定した中期目標に基づき、精神科救急・急性期医療、児童思春期精神科医療、心神喪失者等医療観察法に基づく医療、重度・慢性入院患者への医療及び重症通院患者への医療を確実に提供していく。

2 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割

山梨県立北病院は、多職種治療チーム(MDT)による治療体制によって、デイケアや訪問看護の機能を高め、県並びに市町村、介護、福祉、教育、就労、司法等の関係者とも連携しながら、多様な通院患者を支える体制を構築

する。

3 医療機能等指標に係る数値目標

前述の山梨県立中央病院の第2 3「医療機能等指標に係る数値目標」と同様に、これまでの、山梨県立北病院が提供してきた主な医療実績を記載する。

1. 医療機能・医療品質に係るもの	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (上半期)	備考
救急病棟延入院患者数	14,325	13,958	13,604	17,131	21,523	23,122	12,683	
救急病棟平均在院日数	65.8	64.6	59.9	54.8	42.7	50.8	45.8	
児童思春期入院患者数	3,607	2,960	3,133	4,193	4,067	4,843	2,688	
児童思春期患者平均在院日数	65.3	61.4	55.0	59.0	62.1	67.7	99.6	
児童思春期外来患者数	2,424	2,660	2,536	3,031	3,178	3,619	1,983	
ショートケア参加患者数	562	600	551	237	264	276	140	
心神喪失者等医療観察法								
指定入院患者数	3	5	5	5	4	4	5	
新規患者数	3	5	2	1	2	2	1	
転入者数	0	0	0	3	2	0	1	
退院者数	0	2	1	5	4	2	1	
指定通院患者数	0	2	2	5	10	9	7	
高度な精神科医療の実施								
m-ECT 実施回数	717.0	697.0	686	530	663	657.0	312	
m-ECT 新規患者数	87	78	71	57	63	74	37	
クロザピン 使用者数	14	23	53	62	75	87	84	
クロザピン 投与継続患者数	9	16	30	43	52	48	48	

4 住民の理解

住民には、県立北病院の毎年度の医療機能、経営指標及び中期計画に記載された項目の達成状況を業務実績報告書で公表するとともに財務諸表もホームページで公表することで、病院が担う医療機能、病院の提供している医療の質及び経営状況等について住民の理解を深める取り組みを行っていく。

第4 経営の効率化

1 経営指標に係る数値目標の設定

第2期中期計画期間では、山梨県立中央病院及び山梨県立北病院の数値目標を次のとおりを設定した。なお、平成26年度及び27年度は決算数値となっている。

山梨県立中央病院

1)収支改善に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支比率(%)	103.9	105.1	104.9	105.4	103.4	102.5	102.7
医業収支比率(%)	90.7	93.3	90.8	92.4	91.0	91.4	91.7
2)経費削減に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
職員給与費の対医業収益比率(%)	46.7	40.7	45.8	45.0	46.2	46.1	46.1
材料費の対医業収益比率(%)	31.5	38.3	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1
減価償却費の対医業収益比率(%)	15.2	13.5	14.8	13.0	12.6	12.7	12.3
3)経営の安定性に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
企業債残高(百万円)	33,884	32,486	30,630	28,613	26,344	25,324	24,114

山梨県立北病院

1)収支改善に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
経常収支比率(%)	103.1	113.3	102.5	102.6	100.7	101.1	101.6
医業収支比率(%)	80.9	86.7	78.3	79.0	78.6	80.8	81.0
2)経費削減に係るもの	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
職員給与費の対医業収益比率(%)	77.5	71.1	77.6	75.3	74.8	71.3	71.3
材料費の対医業収益比率(%)	17.4	16.2	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9
減価償却費の対医業収益比率(%)	12.0	11.5	12.7	13.0	13.6	14.3	14.0
3)経営の安定性に係るもの	26年度(実績)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
企業債残高(百万円)	938	759	564	456	568	527	558

2 経常収支比率に関する目標設定の考え方

地方独立行政法人山梨県立病院機構中期計画において、中期目標期内の累計の経常収支を黒字とすることを定めており、その計画を達成するため経常収支比率に係る目標を設定した。

3 目標達成に向けた具体的な取組み

(1) 民間的経営手法の導入

平成22年4月に移行した地方独立行政法人の特長である独立採算制を原則とする自主的で柔軟な業務運営により、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。

(2) 事業規模・事業形態の見直し

平成22年4月に地方独立行政法人に移行した。

引き続き地方独立行政法人の特長である自主的で柔軟な業務運営により、業務の改善及び適正な実施並びに経営の効率化を図り、経営基盤の安定化に努める。

(3) 経費削減、抑制対策

委託業務の適正化の検討や職員のプロパー化等による簡素で効率的な運営体制を構築し、医療サービスの向上と経営改善に取り組む。

また、後発医薬品の採用を推進するとともに、診療材料の共同購入に参加することなどにより、材料費の適正化に努める。

(4) 収入増加・確保対策

診療報酬事務職員の専門研修の実施やプロパー化等により、診療報酬部門の強化を図り、診療報酬改定に迅速かつ適切に対応することができる人員体制や院内の連携体制を構築するとともに、レセプト請求の迅速化及び減点防止を徹底するなど診療報酬請求事務の強化を図る。

また、診療報酬基準以外の料金については、新規需要等を的確に捉え、随時適正な料金設定を図るとともに、患者負担金に係る未収金については、定期的な請求・督促をはじめ、未収金の発生を防止するとともに、回収業務の専門家の活用など、早期回収に努める。

(5) その他

医療ニーズの多様化、高度化、患者動向など、医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、職員を機動的に配置するとともに、医療及び病院経営に関する情報を分析し、その分析結果を活用することで、医療環境の変化に対応できる運営体制の構築に努める。

また、医療事務に精通したプロパー職員の採用や事務職員に必要な知識の習得のための研修実施など、業務に必要な法令、会計、診療報酬体系等に精通した事務職員の育成に努める。

4 一般会計負担の考え方

病院事業を行う地方独立行政法人は、原則独立採算制のもと経営することが求められている。しかし、県民の健康、福祉の増進という観点から本来なら山梨県が本来行うべき医療や、企業としての採算ベースに乗らない医療を提供する責務を負っている。

このため、地方独立行政法人法第85条第1項において、設立団体の財源措置の特例を定めている。

山梨県立病院機構は、政策医療を確実に提供するために同項及び毎年度総務

省から発出される地方公営企業繰出金の通知に基づき、山梨県の一般会計からの繰入措置が行われた上で、公営企業型地方独立行政法人として、効率的な運営に努めていく。

また、山梨県と山梨県立病院機構、山梨県立中央病院又は山梨県立北病院との間で職員の派遣（割愛派遣を含む）が行われている間は、上記繰出金に含まれない派遣職員の退職給付費用に係る負担も双方で負担していくこととする。

5 新改革プラン対象期間中の各年度の収支計画等 別紙2記載のとおり

第5 再編・ネットワーク化

再編・ネットワーク化については、県全体の計画を踏まえ、他の医療機関との連携を強化し、地域医療への支援を継続していく。

第6 経営形態の見直し

山梨県立病院は、平成22年4月1日に特定地方独立行政法人に移行した。

第7 新改革プランの実施状況の点検、評価、公表

1 山梨県による点検・評価・公表

新改革プランについても、山梨県が設置する委員会により毎年点検・評価を受けるとともに、山梨県立中央病院自らが検証を行い、毎年度項目の見直しも行うこととする。

2 情報開示

新改革プランの点検・評価等については山梨県立病院機構のホームページで公表する。

3 新改革プランの改定

新改革プランの点検・評価等の結果、新改革プランに掲げた数値目標の達成が著しく困難である場合には、抜本的な見直しを含めた改定を行う。